

会議録

1 日時

2026年6月4日（木）午後3時00分から午後3時45分まで

2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県自治センター6階 災害対策本部室

3 出席者

会長ほか委員27名（うち代理出席17名）欠席3名
事務局（県民安全課12名）

4 議題

- (1) 第12次愛知県交通安全計画（案）について
- (2) 2026年度愛知県交通安全実施計画（案）について

5 議事の経過

(1) 開会

○ 事務局（県民安全課担当課長）

お時間になりましたので、ただいまから、「2026年度愛知県交通安全対策会議」を開催いたします。

なお、オンラインでご出席の皆様におかれましては、システム負荷を軽減するため、以後はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

万が一、音声聞こえない等のトラブルがあった場合、画面上の手を上げるボタンをクリックしていただくか、チャット機能を活用して、事務局に教えてください。

次に、本日の委員の皆様の出欠状況についてご報告申し上げます。

本日ご出席の委員は、会場に9名、Webに18名、合計27名の委員の皆様にご出席をいただき、委員総数30名の過半数を超えておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、会長の大村知事よりご挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○ 大村知事

それでは、2026年度愛知県交通安全対策会議に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、「2026年度愛知県交通安全対策会議」にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また委員の皆様には、日頃から本県の交通安全への取組に対し、格段のご理解とご支援を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

本日の会議では、交通安全対策基本法に基づきまして、2026年度から2030

年度までの5年間を計画期間といたします第12次愛知県交通安全計画及びこれを踏まえました2026年度愛知県交通安全計画を議題とし、ご審議をいただきます。

さて、2021年7月に策定いたしました「第11次愛知県交通安全計画」では、「2025年までに年間の交通事故死者数を125人以下、重傷者数を600人以下とする」との目標を掲げ、皆様のご協力のもと各施策に取り組んでまいりました。

この間、重傷者数につきましては、残念ながら目標達成できた年はありませんでしたが、死者数につきましては、2021年に117人、昨年は112人となりまして、目標を達成することができました。

特に昨年の死者数は、現行の交通事故統計が開始された1948年以降で最少となりました。

これもひとえに委員の皆様をはじめとする関係の皆様のご尽力によるものと、感謝申し上げます。

しかしながら、本年に入ってから、交通死亡事故が多発しておりまして、昨日現在の死者数は56人と、前年同期と比べ11人増加をしております。

大変厳しい情勢であります。

交通事故は一瞬にして、かけがえのない命を奪うものでありまして、その根絶に向け、交通安全対策を着実に推進していく必要があります。

また、今年4月1日からは、16歳以上を対象に、交通反則通告制度、いわゆる青切符が自転車にも導入されました。

自転車の交通ルールの遵守をより一層徹底していくことが重要であります。

交通事故防止のためには、道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、道路交通秩序の維持、車両の安全技術の普及促進など、幅広い施策を総合的に取り組んでいくことが不可欠です。

愛知県といたしましては、悲惨な交通事故を一件でも減らすという強い決意のもと、全力で取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 議事

○ 事務局（県民安全課担当課長）

ありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2条第3項の規定に基づき、会長が議長となるとありますので、以降は、会長の大村知事をお願いいたします。

大村知事、よろしくお願いいたします。

○ 議長（大村知事）

それでは会議を進めてまいります。

本日の会議録の署名人を指名させていただきます。

会議録の署名人は、名古屋地方気象台吉松和義委員と建設局の西川武宏委員よりお願いいたします。

本日お諮りをする議題は、「第 12 次愛知県交通安全計画（案）及び 2026 年度愛知県交通安全実施計画（案）」についてでございます。

まずは第 12 次愛知県交通安全計画（案）について、事務局から説明をしてください。

○ 事務局（県民安全課長）

愛知県防災安全局県民安全課長の神田でございます。

第 12 次愛知県交通安全計画（案）についてご説明をいたします。

資料 3 は、計画（案）の概要、資料 4 は全文となっております。

本日は、資料 3 の概要を用いてご説明いたします。

まず、左上段の（1）策定の趣旨についてでございます。

交通安全対策基本法により、県、県警、国の関係機関団体等で構成する県交通安全対策会議は、国の交通安全教育計画に基づき、県交通安全計画を策定することとされています。

愛知県では 1971 年度以降、5 年毎、11 次にわたる計画を策定し、交通安全対策を推進して参りました。

このたび、国の第 12 次交通安全基本計画が 2026 年 3 月に策定されたことを受け、第 12 次愛知県交通安全計画を策定するものであります。

次に、（2）、基本方針についてです。

これまで実施してきた各種施策の深化を初め、交通安全の確保に資する先進技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、究極的には交通事故のない社会の実現を目指すものであります。

次に、「1、道路交通の安全」をご覧ください。

（1）道路交通の現状・推移についてでございます。

第 11 次愛知県交通安全計画期間中においては、「2025 年までに年間の 24 時間死者数を 125 人以下。重傷者数を 600 人以下にする」との目標を設定し、各種施策に取り組んで参りました。

死者数については、2021 年、117 人、昨年、2025 年には、現行の交通事故統計となった 1948 年以降最少の 112 人となり、目標を達成することができました。

次に、右側の、第 11 次愛知県交通安全計画期間中、2011 年から 2025 年の交通死亡事故の特徴をご覧ください。

計画期間中における本県の交通死亡事故の特徴といたしましては、高齢者の死者数は、全死者数の約 5 割であること。

交差点での事故が全死亡事故の約 5 割であること。

一般原付以上のドライバーの法令違反によるものが約 9 割であること。

飲酒運転による死亡事故は、横ばいで推移していること。

となっております。

続いて、(2) 道路交通の安全についての対策をご覧ください。

アの交通安全計画における目標につきましては、「年間の 24 時間死者数を 100 人以下にする、重傷者数を 550 人以下にする」という目標を設定してまいりたいと考えております。

死者数の目標の考え方につきましては、県 11 次計画の目標人数は、国 10 次計画目標人数から国の 11 次計画目標人数への減少率マイナス 20%を踏まえ、125 人に設定いたしました。

今回の県 12 次計画目標人数は、県 11 次計画の目標人数を設定した際に用いた、このマイナス 20%を用いて 100 人に設定したものであります。

次に、重傷者数の目標の考え方につきましては、国の 11 次計画の目標数から、国の 12 次計画を定めた時の減少率マイナス 9%を踏まえ、県の 11 次計画の目標数にマイナス 9%を乗じて 550 人に設定したものであります。

次に、イの今後の道路交通安全対策を考える視点をご覧ください。

第 12 次計画においては、①「高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策」をはじめ、1 2 の視点を重視すべき視点とし、次のページでご説明させていただきます、8 つの施策の柱を設定して、交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。

重視すべき視点のうち、新たに設定したものは二つあり、③の「外国人の交通安全対策の推進」及び、⑧の「特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進」でございます。

③の外国人対策については、外国人運転者による逆走や無免許運転など、悪質・危険な違反による交通事故が発生していること、⑧の特定小型を始めとする小型モビリティ対策については、手軽で利便性が高い一方、交通ルールの理解不足や認識の誤りによる交通違反や事故が発生していることから、こうした背景を踏まえ、これら 2 点を新たに設定し、対策を強化するものでございます。

次に、資料 2 枚目（2 ページ目）をご覧ください。

左側（3）講じようとする施策についてご説明します。

本計画では、①道路交通環境の整備をはじめ、8 本の施策の柱の下、関係する機関・団体と緊密な連携の下に取組を推進してまいりたいと考えております。

各施策を体系的に整理し、総合的に取組を推進していきますが、ここでは、特に新規の施策に絞ってご説明をいたします。

①の道路交通環境の整備では、生活道路の法定速度の引き下げの広報啓発、

わかりやすい標識等の整備、自転車通行空間の計画的な整備の推進を図ってまいります。

②の交通安全思想の普及徹底では、外国人に対する交通安全教育や、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知、さらに新たな小型モビリティの安全利用の啓発を進めてまいります。

③の安全運転の確保では、高齢者講習における逆走防止や運転支援機能等に関する教育の充実に加え、新たに、外国人運転者に対する交通安全教育や関係機関等との連携強化を行ってまいります。

とびまして、⑥の救助・救急活動の充実については、交通事故による被害の軽減を図るため、ドクターヘリを2機体制で運用してまいります。

⑦の被害者支援の充実と推進では、多機関ワンストップサービス体制による相談対応等の支援を実施してまいります。

⑧の研究開発及び調査研究の充実については、交通の安全性向上に向け、次世代 ITS の構築を推進してまいります。

道路の交通安全については、以上でございます。

続いて、右側の2 鉄道交通の安全をご覧ください。

(2)の本計画における目標としては、乗客の死者数ゼロを目指すとともに、鉄道運転事故全体の死者数の減少を図ってまいりたいと考えております。

これらの目標達成に向けて、(3)の講じようとする施策として、①鉄道交通環境の整備をはじめ8本の施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、3 踏切道における交通の安全をご覧ください。

(2)の本計画における目標としては、踏切事故の減少を図るため、2026年度から2030年度における平均踏切事故件数を、2021年度から2025年度と比較して、約1割削減することを目標としてまいります。

この目標の達成に向けて、(3)の講じようとする施策として、①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進をはじめ、4本の施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上で、第12次愛知県交通安全計画(案)の説明を終わります。

○ 議長(大村知事)

ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありました、「第12次愛知県交通安全計画」につきまして、その具体的な取組内容を会場にいる各局等から、それぞれの立場で取組内容のご説明をお願いします。

まず最初に、交通警察の立場から、愛知県警察本部長にお願いをいたします。

○ 愛知県警察本部(佐藤本部長)

警察本部長の佐藤でございます。

皆様には交通安全に資する各種活動を通じて、地域社会の安全・安心の確

立のために日々ご尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
それでは、県警察の取組内容をご説明いたします。

昨年の交通事故死者は、第11次愛知県交通安全計画で掲げていた数値目標を達成したことに加え、統計史上最少を記録したところではありますが、交通死亡事故の抑止は、県民の皆様の関心が高く、悲惨な交通死亡事故を1件でも多く減らす必要がありますことから、昨年引き続き「交通死亡事故の抑止」を県警察の最重要課題の一つに掲げ、年初から各種対策を推進してきたところでもあります。

具体的な取組としまして、交通安全教育につきましては、県民の方に交通事故の危険性や、交通ルールを守ることの重要性をご理解いただき、安全な交通行動の実践に結びつくような、交通安全教室や街頭における啓発活動を推進しております。

次に、交通指導取締りにつきましては、交通事故分析により、事故が多発する場所や時間帯等を選定した上で、横断歩行者妨害や一時不停止といった交通事故に直結する悪質・危険な違反に対する取締りを推進しております。

さらに、法改正への対応として、本年4月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用が開始されたことや、9月には、いわゆる生活道路における自動車の法定速度引き下げが控えておりますことから、街頭における周知活動や新聞等のメディア、SNSなど様々な手段を活用してルール周知に取り組んでまいります。

また、秋のアジア・アジアパラ競技大会の警戒警備に万全を期すとともに、期間中の安全かつ円滑な交通流を確保するため、適切な交通規制を実施してまいります。

交通事故抑止に向けては、自治体をはじめ関係機関・団体による活動も重要であると考えておりますので、引き続き、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。続いて、児童生徒に対する交通安全教育を担当する立場から、教育長をお願いいたします。

○ 愛知県教育委員会（瀬瀬教育長）

教育委員会からは、まず、「児童生徒の交通事故の状況」についてご説明いたします。

昨年度、2025年度中に県教育委員会に報告がありました、死亡事故、または、入院や1か月以上の治療を要するなどの重大事故の人数は、小学生20名、中学生17名、高校生23名、合わせて60名で、2024年度より、10名少なくなっております。

しかしながら、1名の尊い命が失われたことは、非常に残念でなりません。事故の状況をみてみますと、自転車乗用中の事故件数は、小、中、高校を

合わせて 38 件で、全体の 63 パーセントを占めています。

このうち、登下校中の自転車事故は 21 件で、特に交差点での一時停止無視により乗用車と衝突する事故が多く報告されております。

また、歩行者等との接触により、加害となったケースも 8 件報告されており、自分の身を守るだけでなく、周囲の安全への意識を高めていく必要性を感じております。

2023 年 4 月 1 日施行の改正道路交通法により、すべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化され、今年度 4 月 1 日には、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されております。

こうした状況をふまえ、県教育委員会では、昨年 12 月に、「ながらスマホをしない」や、「ヘルメットを着用する」などのルールを定めた、「あいちの高校生 自転車安全利用 5 則」を作成し、県立高等学校へ遵守について指導するよう通知しております。

また、防災安全局と連携して、県内の中・高校、特別支援学校に対して、いわゆる青切符制度に関するルールブックを活用して、自転車の安全利用促進に向けた効果的な取組を行うよう依頼するとともに、県立学校の新入生及びその保護者それぞれを対象とした交通安全啓発資料を作成・配付することにより、自転車の交通安全教育をより効果的に推進するよう依頼しております。

さらに、各小学校に対して、昨年度に引き続き、警察署と連携して自転車交通安全教室による安全教育を積極的に実施し、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底など、交通安全教育を推進されるよう依頼しております。

児童生徒等の交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、関係機関との協働が必要不可欠でございますので、今後とも、緊密な連携と御協力をよろしくお願い申し上げます。

教育委員会からは以上であります。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。続きまして、自動車の安全に関する技術開発を推進する立場から、経済産業局の説明をお願いいたします。

○ 愛知県経済産業局（川出経済産業局長代理）

経済産業局でございます。

川出局長の代わりに経済産業局 水素社会・モビリティ推進監から説明させていただきます。

経済産業局では、自動車の交通安全対策に関する取り組みについて説明いたします。

経済産業局で 2 つの取り組み、1 つ目が自動車安全技術ワーキンググループの取り組み、もう 1 つは自動運転の実証事業について取り組んでおります。

まず、1 つ目の「自動車安全技術ワーキンググループ」の取組でございま

すが、こちらは、自動車に搭載されております、センサー等から得られます情報のプローブ情報といいますが、そのうちの一時停止率、こういったものをマッピングしたものから、市町村と県警察へ協力しまして、より一時停止率が低く事故の危険性が見込まれます交差点を選定して対策を検討してまいります。

具体的には、止まれの路面表示の見直しや、横断歩道カラー舗装などといった対策を行い、3年目にはこれらの対策をもとに、効果検証を行う、こういったものをワーキンググループで取り組んでおりまして、今年度も、新たに参加市町村の公募をして、取り組んでおります。

2つ目が自動運転の実証事業についてでございます。

愛知県では全国に先駆けて、2016年度から実証事業を積み重ねております。

本年度も名古屋市内、知多半島エリア、愛・地球博記念公園の3地域で取り組みを進めて参ります。

まず、名古屋市内におきましては、3台の自動運転車両を使って、利用者の希望に合わせて、乗降地や乗車時間を選択できるオンデマンドの自動運転運行を行います。

また知多半島エリアにおきましては、全国初の大型観光バスによる自動運転高速バスの実装を目指す取り組みを進めるとともに、愛・地球博公園では、園内バスの自動運転化に向けた運行実証を行います。

こうした取り組みを通じまして、自動車の交通安全に資する技術開発や社会実装を推進してまいります。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、道路管理者の立場から、建設局の説明をお願いいたします。

○ 愛知県建設局（西川建設局長）

建設局の西川でございます。

私からは、建設局の取組についてご説明いたします。

近年の死亡事故の発生状況を踏まえ、建設局といたしましては、幹線道路と生活道路の両面から交通事故の削減に取り組んで参ります。

まず、幹線道路の事故対策でございます。

歩道整備や交差点改良などの「抜本対策」のほか、交通事故が多発している交差点ではドライバーへの注意喚起のため、「速効対策」を進めております。

この結果、対策箇所では事故件数を約半減させるなどの成果を上げており、今後も、効果検証を行い、より効率的・効果的に対策を実施し、一層の交通事故削減を図ってまいります。

次に、生活道路の対策でございます。

「通学路交通安全プログラム」等に基づき、学校・警察とも連携し、危険箇所の解消に向け、継続的に取り組んでおります。

さらに、地域住民、警察等との合意形成を踏まえた「ゾーン30プラス」の取組の推進とともに、防護柵設置など交通安全対策を着実に進めて参ります。

最後に、自転車利用者への対策でございます。

2026年4月より自転車の交通反則通告制度が導入され、より一層「自転車通行空間」の整備が求められます。

引き続き、市町村とも連携し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された「自転車通行空間」の整備を推進し、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組んで参ります。

今後も、交通事故の抑止に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、関係機関の皆様には、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。それでは最後に、県の交通安全に関しまして、広報啓発を担当する立場から、防災安全局の説明をお願いします。

○ 防災安全局（岡田防災安全局長）

防災安全局の岡田でございます。

防災安全局では、交通事故の抑止に向けた取組として、県民総ぐるみによる交通安全県民運動を始め、県民の皆様への広報啓発活動に取り組んでまいります。

具体的には、本県の交通死亡事故の特徴を踏まえ、死者数の約5割を占める高齢者を対象に、様々な広報媒体を活用した周知啓発のほか、商業施設等でのイベント開催等により、反射材の着用や、自転車乗車用ヘルメットの着用を呼び掛けるとともに、安全運転サポート車等の利用促進、運転免許証の自主返納制度などについて周知を行ってまいります。

また、一般原付以上のドライバーの法令違反を原因とした交通死亡事故が全体の約9割を占めることから、道路横断中の事故防止に向け、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」を、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンドアップ運動の実践」を呼び掛け、ドライバー、歩行者双方の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

自転車事故の対策としましては、4月1日から導入された自転車の「青切符」制度について、関係機関と連携し、自転車の基本的な交通ルールのさらなる周知及び安全利用の促進を図ってまいります。

また、自転車事故死者の約9割がヘルメット非着用であることから、自転車利用時のヘルメット着用を呼び掛けるとともに、万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ってまいります。

これらの活動を通じて、県民の皆様の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のさらなる減少を目指してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協

力をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、各部局から説明をいただきましたが、これまでの説明を受けまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○ 事務局（県民安全課課長補佐）

事務局です。

ただいま、Webでご参加の方の意見を確認しております。

ご質問がございましたら、お願いいたします。

Web参加者の質問はございません。

○ 議長（大村知事）

他にはよろしいですか。

特にご意見、ご質問等ないようでございますので、第12次愛知県交通安全計画につきましては、原案どおり決定することといたしまして、ご異議はありますか。

ご異議なしということでございますので、この計画は原案どおり決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、2026年度愛知県交通安全実施計画につきまして、事務局から説明をしてください。

○ 事務局（県民安全課長）

2026年度愛知県交通安全実施計画（案）についてご説明をさせていただきます。

資料5をご覧ください。

この実施計画（案）は、交通安全対策基本法第25条に基づき、先ほどご承認いただきました第12次愛知県交通安全計画の基本方針に従って、2026年度における県内の陸上交通の安全に関し、具体的に講ずるべき施策を定めるものです。

ページをスクロールしていただき、目次をご覧ください。

本実施計画は、

I 2026年度愛知県交通安全実施計画の目標、

II 愛知県の交通事故の現況、

III 講じようとする施策

の3部構成となっております。IIIの「講じようとする施策」については、第1節から第10節までで構成しております。

続いて、1ページをご覧ください。

Iの「2026年度愛知県交通安全実施計画の目標」につきましては、第12次

愛知県交通安全計画の目標である、「2030年までに年間の24時間死者数を100人以下、重傷者数を550人以下」を目指して、各種施策に取り組んでまいります。

続いて、2ページから5ページにⅡ「愛知県の交通事故の現況」を記載しております。

2025年における交通死亡事故の特徴についてですが、4ページの(4)年齢層別の表をご覧ください。

高齢者の死亡事故の割合が約5割と高くなっております。

続いて、5ページの(6)道路形状別の表をご覧ください。

交差点での事故が約5割を占めています。

続いて、Ⅲ「講じようとする施策」についてご説明します。

ここからは、10節にわたる具体的な施策について、要点を絞ってご説明させていただきます。

6ページから34ページが第1節「道路交通環境の整備」であります。

ここでは、「1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」など、15項目を記載しております。

歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があることなどから、「(1)生活道路における交通安全対策の推進」を始め、50の施策に取り組んでまいります。

続いて、35ページから59ページが第2節「交通安全思想の普及徹底」であります。

ここでは、「1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」など、5項目を記載しております。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身につけさせるためには、人の成長過程に合わせ、一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識改革等を促すことが重要であることなどから、「(1)幼児に対する交通安全教育の推進」を始め、19の施策に取り組んでまいります。

続いて、60ページから76ページが第3節「安全運転の確保」であります。

ここでは、「1 運転者教育等の充実」など、7項目を記載しております。

運転者のみならず、運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育の充実等を図る必要があることなどから、「(1)運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実」を始め、29の施策に取り組んでまいります。

続いて、77ページから83ページが第4節「車両の安全性の確保」であります。

ここでは、「1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進」など、6項目を記載しております。

先進安全技術及び自動運転関連技術等の更なる性能向上並びに活用・普及推進により着実に交通安全を確保していくとともに、先進安全技術を円滑かつ効

果的に社会に導入する必要があることなどから、「(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等」を始め、16の施策に取り組んでまいります。

続いて、84ページから90ページが第5節「道路交通秩序の維持」であります。

ここでは、「1 交通指導取締りの強化等」など、4項目を記載しております。

重大事故につながる「妨害運転」や「ながら運転」、自転車利用者の悪質・危険な違反に対し、指導取締り等を推進する必要があることなどから、「(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等」を始め、12の施策に取り組んでまいります。

続いて、91ページから96ページが第6節「救助・救急活動の充実」であります。

ここでは、「1 救助・救急体制の整備」など、3項目を記載しております。

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、「(1) 救助体制の整備・拡充」を始め、13の施策に取り組んでまいります。

続いて、97ページから101ページが第7節「被害者等支援の充実と推進」であります。

ここでは「1 自動車損害賠償保障制度の充実等」など、3項目を記載しております。

交通事故被害者等を支援する取組等が極めて重要であるため、「(1) 自動車損害賠償責任保険の適正化の推進」を始め、10の施策に取り組んでまいります。

続いて、102ページから104ページが、第8節「研究開発及び調査研究の充実」であります。

ここでは、「1 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進」など、2項目を記載しております。

交通事故の要因は近年ますます複雑化、多様化しているため、有効かつ適切な交通対策等を推進する必要があることから、「(1) ITSに関する研究開発の推進」を始め、8の施策に取り組んでまいります。

続いて、105ページから111ページが、第9節「鉄道交通の安全」であります。

ここでは「1 鉄道交通環境の整備」など、8項目を記載しております。

鉄道交通の安全を確保し、安全意識の高揚等を図る必要があることなどから、「(1) 鉄道施設等の安全性の向上」を始め、15の施策に取り組んでまいります。

最後に、112ページから114ページが、第10節「踏切道における交通の安全」であります。

ここでは、「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施

設の整備、バリアフリー化の促進」など、4項目を記載しております。

踏切道における交通の安全と円滑化及び安全意識の高揚を図る必要があることなどから、4つの施策に取り組んでまいります。

以上が2026年度愛知県交通安全実施計画（案）の説明でございます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました、2026年度愛知県交通安全実施計画(案)につきまして、ご意見等がありましたらお伺いをいたします。

○ 事務局（県民安全課課長補佐）

事務局です。

ただいま、Webでご参加の方の意見を確認しております。

ご質問がございましたら、お願いいたします。

Web参加者の質問はございません。

○ 議長（大村知事）

他にはよろしいですか。

特にご意見ご質問等ないようでございますのでこの計画につきましては原案どおり決定することといたしましてご異議ありませんか。

ありがとうございます。

ご異議なしということでございますので原案どおり、決定をさせていただきました。

ありがとうございます。

さて本日、決定をされました計画の推進につきまして、各委員の皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

また県民の皆様方と一体となった取り組みを進めていただいて、死者数はもとより交通事故全体を減少させることにより、「交通事故のない社会、安全な社会の実現」を目指して参りたいと思っております。

皆様には引き続き、何卒よろしくお願いいたします。

また本日は、議事の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

本日予定をしておりました議題は以上でございますので事務局に返します。

(4) 閉会

○ 事務局（県民安全課担当課長）

本日はご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、2026年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

会議録署名委員

名古屋地方気象台 台長

会議録署名委員

愛知県建設局 局長
